

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇八七

職員の特務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「本格復旧前に行う被災建築物応急危険度判定の作業」を「次に掲げる作業」に、「七百三十円」を「当該各号に定める額」に改め、同項に次の二号を加える。

- 一 本格復旧前に行う被災建築物応急危険度判定の作業 七百三十円
- 二 人事委員会が認める作業 七百三十円を超えない範囲内で人事委員会が認める額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特務勤務手当に関する規則の規定は、令和六年一月一日から適用する。